

宮古市営建設工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、宮古市営建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 請負契約書別記第1条第1項の仕様書は、次によるものとする。

- (1) 土木工事については、岩手県県土整備部が定める「土木工事共通仕様書（別冊を含む。）」ただし、漁港関係建設工事及び沿岸漁場整備開発工事については、岩手県農林水産部が定める「漁港関係工事共通仕様書」、農業土木工事については、岩手県農林水産部が定める「農業土木工事共通仕様書」
- (2) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事共通仕様書」、「電気設備工事共通仕様書」及び「機械設備工事共通仕様書」
- (3) 水道施設工事については、日本水道協会が定める「水道工事共通仕様書」
- (4) 前各号の規定により適用される仕様書に定めのない事項又は特殊な工事については、別に定める仕様書を優先させるものとする。

(下請調査)

第3条 受注者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に下請調査（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

(前金払)

第4条 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払いは、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額）が130万円を超える場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

- 2 請負契約書別記第34条の2第1項の中間前払金の支払いは、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額）が130万円を超えるものであって、請負契約書別記第37条の部分払の支払いを行っていない場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

(請負代金の請求)

第5条 請負契約書別記第32条第1項、第34条第1項、第3項（第34条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第34条の2第1項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

(建設業退職金共済制度等)

第6条 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（様式第2号）を契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）に、発注者に提出するものとする。ただし、当該期限内に建設業退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成時までに前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合、「契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」及び「当該期限内」とあるのは「工事完成時まで」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、請負代金額の増額変更があつた場合に準用する。この場合、「契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」とあるのは「変更契約締結後1月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」と読み替えるものとする。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介に係る失業者の雇用に努めるものとする。
- 5 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険の付保を証する書面を貼付した法定外労災保険付保状況報告書（様式第4号）を直ちに発注者に提出するものとする。

年 月 日

宮古市上下水道部

宮古市長 様

受注者

下 請 調 書

工 事 名				
工 事 場 所	宮古市			
契約年月日	年 月 日			
工 期	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日			
請負代金額	円			
下 請 調 書	下請施工部分	下請代金額 (千円)	下 請 負 人 (住所、商号又は 名称、代表者名)	建設業許可の 番 号 及 び 年 月 日

(注) この調書には下請負契約書等の写しを添付するものとする。

発注者 宮古市上下水道部
宮古市長 様

工事名

建設キャリアアップシステム現場ID 総工事費 円 (税込)

受注者(元請)

住所

名称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

共済証紙購入額 円

掛金収納書提出用台紙

掛金収納書を貼る(契約者から発注者用)

当該工事における共済証紙購入の考え方(該当する□に✓をチェックして下さい)

- 1. 発注者の指示のとおり
- 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\begin{matrix} \text{就労予定延人数} & & \text{販売価格} \\ \text{人日} & \times & \text{円} \end{matrix} = \text{円}$$

- 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\begin{matrix} \text{総工事費} & & \text{購入率} & & \text{※加入率} \\ \text{円} & \times & \frac{\text{ }}{1,000} & \times & \frac{\text{ }}{70\%} \end{matrix} = \text{円}$$

※対象工事における労働者の建退共制度加入率

- 4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

【 参 考 】

共済証紙標準購入額を算出するにあたって、購入率欄には、工事種別及び総工事費に応じた数値を下表から選択して記入すること。

工事種別		総工事費(千円)				
		1000 ～9999	10000 ～49999	50000 ～99999	100000 ～499999	500000以上
土木	舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
	橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
	隧道	4.5/1000	3.6/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.9/1000
	堰堤	4.1/1000	3.8/1000	3.1/1000	2.5/1000	1.8/1000
	浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
	その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建築	住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
	非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設備	屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
	機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

この表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、購入の際は、標準購入額に「対象工事における労働者の加入率(%) / 70%」を乗じた値を参考とすること。

年 月 日

宮古市上下水道部
宮古市長様

受注者

建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書

下記のとおり証紙等を購入しない理由を報告します。

工事名		契約年月日	年 月 日
工事場所		A：請負額	円（税込）
不購入の理由	(不購入の理由は詳細かつ具体的に記載すること。)		
今後の証紙等購入予定	(該当するものを○で囲む) I、購入予定あり (購入時期： 年 月頃、購入予定額 円程度) II、購入予定なし		

宮古市上下水道部
宮古市長様

受注者

法定外労災保険付保状況報告書

法定外労災保険付保状況を下記のとおり報告します。

工 事	工事名	
	工事場所	
概 要	請負金額	円
	契約年月日	年 月 日
保 險 内 容	保険等の名称	
	保険の種類	
	保証金額	万円
	保証期間	年 月 日～ 年 月 日

(法定外労災保険付保を証する書面貼付欄)